



Title	二〇一七年NPT準備委員会と核軍縮
Author(s)	黒澤, 満
Citation	阪大法学. 2017, 67(2), p. 133-162
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87017
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

一一〇一七年NPT準備委員会と核軍縮

黒澤満

一一〇一〇年核不拡散条約（NPT）再検討会議のための一一〇一七年準備委員会が、一一〇一七年五月二日から一二日までウィーンで開催された。この会議は一一〇一〇年NPT再検討会議での成果をめざして開始された再検討サイクルの最初の活動である。

長期的な観点から考えると、核不拡散条約は一九七〇年に発効し、二五年後の一九九五年に条約が無期限に延長され、一一〇一〇年は条約が発効から五〇年を迎える節目の年となる。⁽¹⁾ 条約の基本目的である核不拡散に関しては、条約交渉時の予測よりもはるかに少ない四カ国—インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮—のみが核兵器を保有しており、その意味では一応成功していると評価できる。

しかし、核軍縮に関しては、条約第六条に規定された誠実な交渉義務が十分に履行されているとは考えられない。「核軍備競争の早期の停止」に関する効果的な措置とは、質的および量的に核軍備競争を停止することを意味し、具体的には前者は核実験の禁止であり、後者は核兵器の材料の生産停止であり、それぞれ「包括的核実験禁止条約（CTBT）」および「兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）」の締結を意味する。

CTBTについては一九九五年のNPTの無期限延長との関連で一九九六年に署名されたが、いまだに発効していない。他方FMCCTはその後二〇年以上経過するが、交渉は開始されず、まったく進展が見られない。このように多国間核軍縮に関しては十分な進展は見られない。

中期的な観点から考えると、オバマ大統領の登場により、米ロの関係がリセットされ、新戦略兵器削減（STA RT）条約が締結され、二〇一〇年のNPT再検討会議も最終文書の採択に合意し、米ロ間核軍縮に一定の進展が見られた。しかしその後のロシアによるクリミア併合などを契機に米ロ関係は大きく悪化し、二国間の核軍縮交渉も進展がなく、特にロシアは安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割を高め、核兵器システムの増強に進んでいる。他の核兵器国も自国の核兵器システムの近代化を進めており、核軍備競争の様相を示している。

このような状況下で核軍縮に向けての人道的アプローチ⁽²⁾が広く主張されるようになり、核軍縮の停滞にフラストレーションを感じていた非核兵器国は、核兵器の使用と保有を禁止する核兵器禁止条約（Treaty Prohibiting Nuclear Weapons）の交渉を開始した。⁽³⁾しかしこれには核兵器国および核の傘の下にある諸国が強く反対しており、両者の間で対立と分裂が発生する状況となつていて、この現象はこれまでの再検討プロセスに見られない新しい現象であり、今回の準備委員会でも広範に議論された。これまで反対諸国は核軍縮国連オープンエンド作業部会や国連の条約交渉会議に参加することなく、外部から反対を叫んでいたが、今回の準備委員会では多くのNPT締約国が参加し、両者が直接意見を述べ合う機会が設定された。

さらに最近の情勢としては、米国にトランプ政権が発足し、米国第一主義を主張し、核兵器を含む軍事力の強化を主張しており、核軍縮をめぐる今後の国際状況の予測がきわめて困難な状況となつていて。

今回の会議は表面的には静かに進行しているように見えるが、核軍縮に関してはその裏で二つの大きな対立が存

在しており、二重の対立の中での議論であって、きわめて難しい状況での会議の開催であり、今回の準備委員会で核軍縮に関する進展はまったく見られなかつた。今後の核軍縮の進展のためには、背後にある二重の対立の解消あるいは緩和が不可能であると考えられる。

一つの対立は核兵器国間における対立であり、基本的には米国とロシアの対立であるとともに、米国と中国の対立も見られる。五核兵器国はこれまでのN P T再検討プロセスにおいては、会議の少し前に会合を開き、P 5の共通ポジションに合意し、その文書を発表していたが、今回の会議の前にはそのような動きは見られずなんらの文書も発表されていない。このことはP 5内部における対立が極めて鋭いことを暗示している。核軍縮をめぐるN P T再検討プロセスの議論は、基本的には核兵器国対非核兵器国のものであり、核兵器国内部の意見の一致がみられない現状では、非核兵器国に対して共通の立場から交渉する基礎が存在しないことを意味しており、核軍縮の進展は望みえないものとなつてゐる。

もう一つの対立は核兵器禁止条約をめぐるもので、条約を支持する約一三〇カ国と、核兵器国および核兵器に依存する非核兵器国との対立である。今年三月の条約交渉会議第一会期で条約締結への大きな動きが見られ、早ければ次回の会合で条約が採択される高い可能性がある。反対の諸国は条約交渉に関する国連会議をボイコットし、条約には強硬に反対している状況であり、この対立はN P Tの今後の状況にも大きな影響を与えることになると考えられる。この課題は従来のN P T再検討プロセスには見られないものであり、本準備委員会に特有なものである。

本稿は、準備委員会における各国の発言および提出された作業文書を中心に全体の流れを検討し、本委員会での議論の特徴を分析するものであり、以下の三部より構成される。第一部は核軍縮の進展状況に関するもので、各々がそれぞれ進展状況をどのように解釈しているかを分析するものである。そこでは核兵器国と非核兵器国のそれぞ

れにつき検討を行う。

第二部は、核兵器禁止条約の評価と核廃絶への道筋に関するもので、各国がこの核兵器禁止条約をどのように評価しているのか、またそれに反対する場合にはどのような核兵器廃絶への道筋を考えているのかを分析するものである。そこでは、核兵器国、核同盟非核兵器国、条約推進国、非同盟諸国のそれぞれの立場の検討を行う。

第三部は、核軍縮の具体的措置についての分析であり、八つの分野において、今後取り組むべき具体的な核軍縮措置について、各国がどのように考えているのか、またどのような進展方向を考えているのかを検討するものである。

第一部 核軍縮の進展状況

NPT再検討会議の最も重要な課題の一つは核軍縮が進展しているのかどうかを議論することであり、ここでも核兵器国と非核兵器国との評価は大きく異なっている。

一 核兵器国の見解

1 米国

核軍縮義務の履行に関して、米国は「冷戦の軍備競争は二、三十年前に終わった。米国の核弾頭のストックは冷戦の最高時から八五%以上削減された。米国は兵器用核分裂性物質の生産を終了し、数百トンの核分裂性物質を兵器計画から除去した。(GD)」と述べ、また「米国は核軍備競争の停止および核軍縮に関する効果的な措置の交渉を誠実に追求するという条約の下での義務を遵守してきた。米国とロシアは、二〇一八年二月の制限が近づきつつある中で、新START条約の履行を継続している。米国はまた核分裂性物質の軍事用ストックを大幅に削減した。(C.1)」と、十分に核軍縮を実施していると述べている。

他の核兵器国¹の核軍縮については、「不幸なことであるが、冷戦の終結以来の核リスクの削減における非常に大きな進展にもかかわらず、国際安全保障環境は近年大幅に悪化している。いくつかの国はその核兵器を拡大しており、または新たな核兵器能力を開発している。さらに悪いことに、ある核兵器諸国は、近隣諸国²の安全保障を脅かす挑発的な行動をとっている。これらには、核運搬システムのあるクラス全体を廃棄した画期的な合意の違反も含まれている。(C.1)」と批判し、「さらに、軍備競争が完全に停止されたとかつて考えられたところにおいて、二つのNPT核兵器国³がその核軍備を拡大し、きわめて不安定化させる潜在的可能のある新たな能力を開発しつつある。(C.1)」とロシアと中国を直接に非難している。

2 ロシア

ロシアも「NPT関連のイベントにおいて、核軍縮は停滞しておりもはや存在していない」という批判を聞いている。これはまったく誤りである。実際には、過去三〇年にこの分野で莫大な進歩が達成されている。ロシアと米国の一一致した行動は、核兵器のない世界に向けての道程の少なくとも八〇%を克服することになった。国際環境がもつと良好であればといふ事実にもかかわらず、ロシアはその核兵器を削減する特別の措置をとり続けている。二〇一〇年のSTART条約の履行は計画通り進んでいる。二〇一八年一月五日までに合意されたレベルに到着するつもりである。(GD)」と、核軍縮義務の履行は十分であるとの認識を示している。

3 英国

英國も「英國は軍縮について良い記録をもつてている。一九七〇年代後半の冷戦のピークから核兵器を半減した。英國はステップ・バイ・ステップの軍縮および第六条の義務に正式にコミットしている。二〇一五年一月には、核弾頭の数を削減したことを発表した。これにより、作戦に利用できる核弾頭の全体数は一二〇以下となる。(GD)」

と述べ、また「将来を見ると、侵略を抑止するために必要な最小限の破壊力を維持することにコミットしている。(C.1)」と述べている。

4 フランス

フランスは「核軍縮の分野において、フランスは核軍縮への漸進的アプローチに沿つてNPTの第六条の下での約束を遵守し続けている。(GD)」と述べ、さらにCTBT、FMCT、核軍縮検証国際パートナーシップに積極的に貢献しているとし、「冷戦の終結以来、我が国はかなりの一方的措置をとった。これらの顕著な措置は、核軍縮への本物の行動志向のコミットを示すものである。(C.1)」と核軍縮への措置を十分とつていると主張している。

5 中国

中国は「中国は一貫して核軍縮プロセスを支持してきたし、国際核不拡散レジームを強く支え、原子力平和利用を強力に推進してきた。中国はCTBTの国内的実施への準備に関して確固たる進歩をなした。昨年の一二月に、ある監視所がCTBTで認証された監視所となつた。(GD)」と自国の核軍縮努力をCTBTへの協力も含めて自賛するとともに、「核兵器国は、国家安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割を低減すべきであり、核兵器の先制使用に基づく核抑止政策を放棄すべきであり、いかなる国も核の標的にしないという約束を遵守すべきである。外国に核兵器を配備している国はそれを撤去し本国に戻すべきであり、核の傘および核シェアリングの慣行を廃止すべきである。(C.1)」と自国の政策をすべての核兵器国も行うよう要請している。

二 非核兵器国の見解

1 NAC（新アジアエンダ連合）

NACは「核軍縮の義務と約束の履行が受け入れがたいほど遅いということにはほとんど意見の違はない。条約が発効して四七年後の今日において、条約の核軍縮の柱の中心である第六条は履行されないままである。NACはこのような不作為の様式を受け入れることはできない。(GD)」と述べ、核軍縮の義務がほとんど履行されないと主張し、条約の義務およびその後の再検討会議の合意を履行するよう要請している。

またNACは作業文書九『核軍縮を前進させる』において、「①NACは、すべての国が条約の下での義務および一九九五、二〇〇〇、二〇一〇年になされたすべての決定および約束の厳格な遵守に關して完全な責任があるべきだということを想起する。②NACは、条約の下でのすべての核軍縮義務および一九九五、二〇〇〇、二〇一〇年になされたすべての約束の履行を加速するために迅速な措置をとる必要があることを再述する。条約発効後四七年において、核兵器およびその拡散の脅威が引き続き存在することは条約の下でなされた約束と矛盾する。核兵器国は、遅滞なく、第六条から生じる義務を履行すべきである。③NACは、現行の近代化プログラムは条約の文言および精神の両方に一致しないことを再確認し、そのような計画は即時中止されることを勧告する。④NACは、すべての核兵器国およびその安全保障態勢で核兵器に依存している諸国に対して、その軍事ドクトリンにおける核兵器の役割を低減する措置をとるよう勧告する。」と述べ、より詳細に、条約およびその後の合意を誠実に履行すべきことを強く要請しており、核兵器の近代化を強く非難し、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割をなくすよう主張している

2 NAM（非同盟諸国）

NAMは、「NAMは、核軍縮に向けての進歩のペースが遅いこと、および関連する多国間法的義務に一致してその核兵器の全面的廃棄を達成するという核兵器国による進歩が見られないことに深い懸念を再述する。核軍縮の

約束を核兵器国が完全に遵守することは緊急に必要であり、不拡散および軍縮レジームへの信頼を促進するであろう。(GD)」および「NAMは、いくつかの核兵器国の軍事ドクトリンに規定されているような現行の核兵器の改善および新しいタイプの核兵器の開発は、核軍縮に関する彼らの法的義務および軍事と安全保障政策における核兵器の役割を低減させるという約束の違反であり、核兵器国により提供された消極的安全保証に違反するという懸念を再述する。(GD)」と述べている。

三 核軍縮進展状況の評価

以上のような核兵器国と非核兵器の見解の大きな相違に示されているように、それぞれの見解の内容は大きく異なるものであるが、まず注意すべきことは、核兵器国が自ら申告している核兵器の大幅削減などは、冷戦終結直後にとられた措置であり、時期的には一九九〇年代を中心に実施されたものであり、五年ごとに実施されている再検討会議のサイクルとの関係では、かなり過去の話であると理解すべきことである。

米国間での直近の核軍縮条約は、二〇一〇年の新START条約であり、それぞれの核弾頭を二〇一八年までに五五〇〇に削減するもので、米国とも順調に削減を実施しており、条約に規定された日時までには合意された削減を実施する意思を表明しており、これは完全に実施されるであろう。しかしそのあと両国間戦略兵器の削減については、米国がさらに三分の一ほど削減する提案をロシアに示したが、ロシアは拒否しており、その後交渉は開始されていない。今回の会議でも多くの国が新START条約の後継条約の交渉を要請しているが、今のところまったく動きはみられない。

また非戦略核兵器についても欧州の多くの国が削減に向けての米国間の交渉の開始を強く求めているが、特に口

シア側にはまつたくその意思がない様相である。さらに一九八六年の中距離核戦力（I N F）条約の実施に関して、特に米国側からロシアの違反問題が提起され、ロシアも対抗する形で米国の違反を主張している状況であり、紛争解決に関して条約により設置されている特別検証委員会もまつたく機能していない。

多国間核軍縮関連条約については、一九九六年に署名されたC T B Tは、その発効に批准が必要とされる四四力国のうち、米国および中国を含む八カ国がまだ批准しておらず、早期の発効の可能性は低いままである。他方F M C Tは二〇年以上交渉が開始されない状況で、軍縮会議がコンセンサス方式で運営されている点からして、早期の交渉開始すら現実的には非常に厳しい状況にある。

逆にロシアは国家安全保障政策における核兵器の役割を大きく増大させており、相手からの通常兵器による攻撃への対処においても核兵器で対応する方向に進んでいる。米国のトランプ大統領も核兵器の増大の可能性を示唆するような発言を行っている。またこのような対立的な状況の中で、すべての核兵器国は核戦力の近代化を実施していると一般に考えられている。核軍備に関する予算の増強など、核軍縮の方向とは逆の方向に進んでいるというが現状である。

第二部 核兵器禁止条約の評価と核廃絶への道筋

一 核兵器国

1 米国

米国はこの条約に対し非常に厳しい反対の姿勢を貫いているが、その中心はコンセンサスが存在しない形での推進方法に向けられており、「真の対話を通じて、我々は長期のコンセンサスの分野を構築できるし、コンセンサ

スが可能な新たな領域を確認することができ、コンセンサスを達成できない提案を考慮しないことができる。共通の利益を想起することが、数十年にわたって役立つコンセンサス構築の文化およびコンセンサスをベースとする決定を再建するための最善の方法である。コンセンサスの放棄は現実の進歩ではなく幻想の進歩を生じるだろが、その幻想さえも急速に消滅するだろう。NPTが今日まで提供してきた便益およびそれが保護する重要な共通の利益からして、我々はその将来をNPTに依存すべきであろう。(GD)

さらに「引き続き核抑止を必要としている安全保障の懸念に言及することなく核兵器の禁止を試みる条約は、一つの核兵器も削減しないし、いかなる国家の安全保障をも促進しないだろう。そうではなく、そのような条約は世界をもつと危険で不安定な場所とするだろし、特に、欧州と東アジアにおける不安や地域的侵略に対し平和を維持するために非常に長い間、多くのことをなしてきた米国との同盟関係を損なうことにより不安定な場所となるだろう。さらに、禁止条約イニシアティブが再検討プロセスを混乱させないことが重要であるが、それはNPT締約国間に乗り越えられない分裂を作り出し、核軍縮の政治的環境をさらに分極化し、NPTが有効に働くためになすべき重要な仕事から国際社会を引き離し、核軍備競争の終結と核軍縮に関する効果的な措置にコンセンサスを達成するという将来の展望を制限するという危険がある。(C.1)」と述べ、この条約では核兵器の削減がまったく進まないという実効性の問題、そして特に安全保障をまったく促進させないどころか、米国の同盟関係を損なうものであるとして強く反発している。さらにこの条約の交渉開始により国際社会に分裂を持ち込むことにより、NPT体制を危険にさらすと批判している。

2 ロシア

ロシアは、「多くのNPT当事国は、一夜で完全な核廃絶に到着しようと試みている。核兵器の禁止の交渉を開

始するよう駆り立てた彼らの動機を理解するが、彼らはN P T体制を危険にさらす誤った道をとっていると考える。交渉プロセスのスポンサーたちは異なる意見を持つており、核兵器禁止はN P Tを補完し、または強化すると期待している。我々はこのようなロジックを受け入れることはできない。(GD)」と述べ、この条約はN P T体制を危機にさらすものであるとして、全面的な反対を表明している。

3 英国

英国は、「核軍縮の生産的な成果は、世界の安全保障の文脈を考慮したコンセンサス・ベースによってのみ達成されうる。核兵器の国際的な禁止の交渉は、核兵器のない世界という目標に我々を近づけるものではない。禁止は、国際安全保障環境を改善することもないし、信頼と透明性を増加するものでもない。またそれは、核軍縮の検証という手続き的な重要課題に対応するものでもないだろう。(GD)」と述べ、コンセンサスがないという問題、安全保障の改善にならないという問題を指摘し、さらに現実的かつ効果的な核軍縮を追求すべきであると主張している。

4 フランス

フランスは、「フランスは、N P T締約国を分裂させるようなイニシアティブの出現に懸念をもつて注目している。核軍縮に対する人道的アプローチというやり方は、安全保障の文脈を考慮することなく核兵器禁止運動を促進することを目的としている。これはN P T第六条に規定されたステップ・バイ・ステップ・アプローチと一致しない。(GD)」と述べ、また「核軍縮を、増大する地域的緊張および大量破壊兵器とその運搬手段の拡散により現在示されている安全保障の文脈から切り離すことができると考えることは危険であろう。(C.1)」と述べ、この条約はN P T締約国を分裂させ、安全保障の文脈を無視しており、ステップ・バイ・ステップ・アプローチに反するとして批判している。

中国は、「現状において、重要な任務は現在の戦略的安全保障環境を考慮して、核軍縮のプロセスを促進させる実際的で可能な道筋を見つけることであり、我々は現存の多国間軍縮メカニズムを再活性化すべきであり、CDや他のプラットフォームを完全に利用すべきであり、コンセンサスの原則を支持し、すべての関係国の完全で、平等で効果的な参加を保証し、できるだけ広範な国際的コンセンサスを追求すべきである。しばらくは、ステップ・バイ・ステップ・アプローチをとるべきである。(GD)」と述べ、条約交渉が現在の安全保障環境を無視している点、実際的で可能な方法ではない点を批判し、コンセンサスの原則によるべきことを主張している。

二 核同盟非核兵器国

1 日本

日本は、「核兵器使用の人道的影響の承認および厳しい国際安全保障環境の客観的な評価を持ちつつ、核兵器国と非核兵器国との間の協力の促進のみが核兵器のない世界に導くであろうと確信している。核兵器国と非核兵器国との信頼を構築するために両者の懸け橋となる以下の三つの点を提案したい。第一は透明性の促進による信頼の構築である。第二は核兵器の保有への動機を低減させるための環境の改善である。第三は核兵器の使用の実態および核兵器の拡散の危険をみんなに広く知らせることである。(GD)」と述べ、人道的側面と安全保障の両方を考慮し、核兵器国と非核兵器国との協力により核軍縮を進めるべきであると主張し、日本が両者の懸け橋となる考え方を表明している。

ドイツは「この会議室の多くのNPTのメンバーは、核兵器を禁止する法的拘束力ある文書の交渉を今や開始したが、ドイツのような他の諸国はそのような交渉には懐疑的である。眞の安全保障上の収穫のある具体的な核軍縮は、宣言的な核兵器禁止の交渉によつては達成できないと確信している。核兵器国の中立的な参加を含む具体的で検証可能で、不可逆的な核軍縮措置のみが、第六条に沿つた核兵器のない世界という目標の達成を助け、究極的にこの世界を安全な場所にすることができる。(GD)」と述べ、この条約に懐疑的であり、宣言的な禁止ではなく、安全保障の側面を考え、核兵器国への参加の下で検証可能な条約を交渉すべきだと主張している。

3 二七カ国作業文書二九『漸進的アプローチからの二〇二〇年再検討会議に向けた二〇一七年準備委員会のための提案』において、NATO非核兵器国と日豪韓の二七カ国は、「二〇一〇年NPT再検討サイクルを開始するにあたり、条約の中心性を再確認すること、コンセンサスがある二〇一〇年行動計画および二〇〇〇年再検討会議で合意された軍縮への一三の実際的措置を再確認する必要がある。我々を核兵器のない世界に効果的に導きうるプロセスは、必然的にすべての国を含むものであろう。我々は、核兵器のない世界という目標に我々を徐々に導くような対話に取り込むことにより、このイニシアティブに核兵器保有国の参加を確保する努力を継続すべきである。

三 條約推進国

1 オーストリア

オーストリアは、「軍縮に関して満足すべき根拠はほとんどないが、発展を予期させる一つの希望は核兵器禁止の交渉の開始であり、二〇年以上の後に多国間核軍縮の停滞を破るものである。その功績は、新しい証拠とともに

核兵器の爆発の破滅的な影響を強調した人道的イニシアティブにある。人道的な要請は、核兵器に関する指導的原則となっている。(GD) と述べ、また「ある人々は禁止条約はNPTを損なうものであるとして懸念を表明した。私はあなた方に保証する。禁止はNPTと完全に両立するのみならず、それはNPTの上に構築され、その履行に貢献する。したがって、禁止条約はNPTを弱体化するのではなく、強化するものとなるだろう。(C.I) と述べ、条約交渉の開始は核軍縮の停滞を破るものであり、それは人道イニシアティブによるものであること、禁止条約はNPTを損なうことなく、それと完全に両立するだけでなく強化するものであることを強調している。

2 アイルランド

アイルランドは、「NPTの元々の起草者たちは彼らの仕事が終わっていないこと、核軍縮に関する効果的な措置がまだ作成される必要があることを知っていた。これは、条約自体の交渉の歴史的記録および第六条の両方から明らかであり、そこからの推進力が、核兵器の完全な廃棄に導くような、核兵器を禁止する条約の交渉に国連で私が取り組んでいることに影響を与えていた。この進行中の仕事はNPTを補完するものであり、支持するものである。このことを明確にしておきたい。(GD) と述べ、禁止条約の作業は必然的な歴史的な流れであると主張し、これはNPTを補完し支持するものであると述べている。

3 NAC

NACは、「多くのNPTの締約国は、国家安全保障および国際安全保障の状況がそれを許すならばその時にのみ、核軍縮は漸進的に達成されると考えている。このアプローチはこれまで客観的に見て実際にほとんど成果を生み出さなかつたことは残念なことである。NACは、国際的安定およびすべてのための減損しない安全保障が核兵器のない世界の達成に向けての加速された前進のための最強の議論であると考えている。核兵器は、集団的安全保

障および地球の将来と全体としての人類への基本的脅威となつてゐる。我々は、軍事ドクトリンにおける核兵器への継続的な依存、および拡大抑止政策の一部としての核兵器の増加する近代化、および核兵器の使用の威嚇の増大が国際関係の悪化する緊張や核拡散の危険、つまり悪循環の始まりといった意図しない結果を生み出すことを懸念している。(C.1)」と述べ、核兵器禁止条約の交渉を歓迎し、安全保障環境が許す場合にのみ核軍縮を漸進的に進めることができるという考えを批判し、核兵器は集団的安全保障や地球の将来と人類全体の脅威となつており、悪循環を生み出していると主張する。

4 スウェーデン

スウェーデンは、「目的は、N P Tに取つて代わつたりN P Tを毀損したりすることではまったくなく、N P T第六条から生じる約束の履行を容易にすることである。(GD)」と述べ、また「スウェーデンは、核兵器を禁止する法的拘束力ある文書の国連より委託された継続中の交渉に積極的に参加している。将来の禁止条約とN P Tは共存できるものと考えている。(C.1)」と述べ、核軍縮の進展がないところで、核兵器禁止条約の交渉が開始されたので積極的に参加しており、それはN P Tに取つて代わつたり、N P Tを毀損したりするものではなく、N P Tと共に存できるものであると主張している。

5 スイス

スイスは、「国際社会の全体には支持されていない交渉プロセスとの関係で生じてくる諸問題にもかかわらず、スイスは、正しく作成された法的文書は核兵器のない世界の達成に貢献するものであると確信している。この目的が満たされる不可欠の条件は、禁止条約がN P Tを強化しN P Tを補完するものとなることである。それはいかなる状況においてもN P Tと競合したり、N P Tを弱体化してはならない。それは、核兵器のない世界を実現すると

いう両条約に共通の目的の達成に貢献することである。(C.1)」と述べ、国際社会全体が支持しているわけではない核兵器禁止条約であるが、それは核兵器のない世界の達成に貢献すると確信し、それはNPTと競合したり、NPTを弱体化する)となく、NPTを強化し補完するものとなる)ことが条件となると主張する。

四 NAM

NAMのメンバーは核兵器禁止条約を個別的には支持しつつも、NAMとしては伝統的な「核兵器禁止条約(Nuclear Weapons Convention)」の支持を引き続き主張している。それは、核兵器に関連するあらゆる活動を禁止するとともに、検証を伴うその廃棄を定めるものである。

NAMは、「NAMは、特別な時間的枠組みをもつ核兵器の完全廃棄のための段階的なプログラムを交渉し、締結をもたらすことの緊急の必要性を強調する。(GD)」と述べ、「NAMは、核兵器の所有、開発、生産、取得、実験、貯蔵、移譲、使用、使用の威嚇を禁止しそれらの廃棄を規定する核兵器に関する包括的条約を交渉し締結するために、最優先課題として補助機関を即時に設置することのCDへの要請を再び述べる。(C.1 specific)」と主張している。

NAM作業文書二三『核兵器廃棄のための行動計画の要素』は、「核兵器の全面的廃棄および核兵器が一度と生産されないことを保証する法的拘束力ある文書は、核兵器の使用または使用の威嚇に対する唯一の絶対的な保証である。この関連で、核兵器の完全な廃棄のための段階的計画と特別の時間的枠組みを含む包括的核兵器禁止条約の交渉が必要である。NAMは、以下のような具体的段階および措置から構成される核兵器の全面廃棄のための行動計画を、二〇二〇年再検討会議での審議の基礎として提案する。それは特に、核兵器の完全な廃棄のための段階的

な計画および特定の時間的枠組みによって行うものである。」と述べ、二〇一二〇年から二〇二五年にかけて三段階に分けて実施されるべき行動計画の要素を列挙している。

五 核兵器禁止条約を巡る議論

今回の準備委員会の議論の中心の一つは核兵器禁止条約の評価を巡る議論であり、以上の四つの立場にもかかわらず、基本的には核兵器禁止条約への賛否に関するものであった。核兵器禁止条約という考えは、二〇一〇年N P T再検討会議以来、広範に主張されている「核軍縮への人道的アプローチ」から生じている。これは、それまでの核軍縮に関する議論が、もっぱら国家の軍事的安全保障あるいは国際社会の軍事的または戦略的安全保障の側面から議論されていたものに対し、核軍縮の問題は人道的な側面からも議論すべきであると主張するものである。そこでは、核兵器の使用は壊滅的な人道的結果を生じるものであり、核兵器が使用されないことが人類の生存そのものの利益であり、そのための絶対的な保証は核兵器の廃絶であるという考えに基づいている。

核兵器禁止条約という考え方の基礎となっているもう一つの理由は、ここ数年核軍縮の進展がほとんど見られないという事実であり、特に多国間核軍縮については、C T B Tが署名されて以来二〇年以上まったく進展がみられないという現実に対する、特に非核兵器国の人満であり、新たな交渉方式の模索であった。

現在主張されている核兵器禁止条約の基本的な内容および進め方は、従来の核軍縮の取り組み方法とはまったく異なるものであり、以下のような特徴をもつ。第一に条約交渉のイニシアティブは従来当然と考えられていた核兵器を保有する諸国ではなく、核兵器を保有しない諸国がとっていることである。第二に、条約の主たる内容は核兵器の保有と使用を禁止することであつて、当面は核兵器の廃絶は目的とはしない。第三は、条約交渉の開始は核兵

器国の参加を必要とはしないというもので、非核兵器国のみで交渉が行われている。第四は、交渉における決定はコンセンサスではなく多数決で行われる。この交渉は伝統的には参加国が拒否権を有することになるコンセンサスを拒否している。

このような条件で交渉が開始されているため、核兵器国および核同盟に参加している非核兵器国は、このような条約の交渉に反対して、交渉をボイコットしている。その結果、条約推進国と条約反対国との対立は深刻なものとなつておき、さまざまな賛成論および反対論が繰り広げられている。反対国は交渉にも参加していないので、そこで議論する機会もまったく存在せず、対立がエスカレートしていく傾向が見られた。

その観点から考えるならば、今回の会議はNPT加盟国すべてに開かれた会合であり、すべての核兵器国が参加し、ほぼすべての核同盟非核兵器国も参加し、全体で一一〇以上の国が参加し、推進国と反対国が同じ議場で議論を行う機会が与えられ、双方が理性的に議論を展開できたことは、今回の会議の大きな成果であったと考えられる。もちろん今回の会議で対立が消滅することなどは期待できないが、一定の議論の進展は見られたようと思われる。

条約反対諸国の反対理由の一つに、核兵器禁止条約はNPT体制を危機にさらすものであるとか、NPT再検討プロセスを混乱させ、NPTが有効に働く任務を妨げ、NPT締約国を分裂させるといった側面からのものがある。この観点からの批判の最も厳しい最悪事態として想定されているのは、一〇〇を超える核兵器禁止条約の締約国が集団でNPTから脱退するというケースである。その場合にはNPTの締約国の中半数以下に減少するであろうから、NPTの存在自体の重要性も大きく低下するであろう。またNPTから脱退することにより、IAEAとの保障措置協定も失効し、核不拡散の義務を検証する手段がなくなり、核拡散の危険が増大することが危惧されたり、NPTの三本柱のうち核軍縮以外の二本柱は無視されるようになることが危惧されていた。

しかし、今回の会議での各国の演説などを聞いているならば、オーストリア、アイルランド、N A Cなどの発言から明らかのように、彼らは核兵器禁止条約はN P Tと完全に両立するものであつて、それはN P Tの上に構築され、N P Tの履行に貢献するものであり、N P Tを補完するものであり、N P Tを強化することを強調している。したがつて条約反対国が危惧していた最悪事態は起こりえないということが、今回の会議で明らかになつたと考えられる。このことは条約支持国の方的な発言ではなく、支持国も反対国も参加するN P T再検討プロセスの中で意思表示されたものであり、客觀性が担保された重要な発言であり、これにより反対諸国が危惧していた最悪事態は起こりえないことが判明したといえよう。これは今回の会議の大きな成果であると考えられる。

第三部 核軍縮の具体的措置

一 核兵器の削減

核兵器の削減に関しては、多くの国が核兵器国に削減を要求しており、まず最大の核兵器を保有する米口に核兵器の一層の削減を要請している。その第一は、新S T A R T条約に関連して、その二〇二一年における失効に対応するため米口に早期の交渉開始を要請するもので、一層の削減交渉を開始することを要請している。その第二は、戦略兵器のみならず非戦略兵器ならびに非配備の核兵器も削減すべきとする要請であり、特に核武装巡航ミサイルの危険性が指摘されている。

中距離核戦力（I N F）条約の違反問題が重大な問題となつていてこれを背景として、検証可能な条約の維持を求める意見が出ているし、長期的には米口二国間の削減のみならず、すべての核兵器国を含む核削減交渉を実施すべきであるとの要請もある。

ＥＵは、「我々は、米国とロシアに対して、戦略および非戦略、配備および非配備核兵器を含む核兵器の一層の削減を探るよう、また信頼醸成、透明性、検証活動および報告に関する議論を追求するよう要請する。ＥＵは、欧洲および他の地域の安全保障と安定に重要な中距離核戦力（INF）条約を維持し、その完全で検証可能な遵守を確保するよう要請する。（GD）」と述べ、日本は、「すべての核兵器国は、一方的および二国間のベースを通じて、非戦略核兵器を含むあらゆるタイプの核兵器を一層削減すること、および最終的にはすべての核兵器国との多国間交渉に取り組むことを要請される。（C.1）」と述べている。

スウェーデンは、「世界の核ストックの現在のレベルから削減させる追加的な措置が今や必要とされている。新START条約は決定的に重要である。それは二〇二一年に失効するので、米国およびロシアに対して一層の大幅な削減に関する対話を始めるよう強く奨励する。そのような努力の一部として、現在の協定のまつたく外にあるカテゴリーの戦術核兵器の削減が特に重要である。特に核武装巡航ミサイルの不安定化させる特徴からして、それらを特に強調すべきである。（C.1）」と述べている。

二 核兵器の役割低減

核兵器の役割低減については以前から広く主張されてきており、今回の会合においてもそれを要請する主張がいくつかあった。特に警戒態勢解除グループの諸国は、米国が数分以内に発射可能な約一八〇〇の核弾頭を運搬する数百のミサイルを継続的に維持しているので、会議はこの高レベルの警戒態勢がリスクを伴うとともに壊滅的な人道的結果を生み出す可能性が高いことを承認すべきことを要求している。さらには、安全保障政策における核兵器の役割を除去すべきであり、核抑止に依存する非核兵器国もそれを除去するよう求める見解もあり、核兵器の先制

使用に基づく核抑止政策の放棄を求める見解もある。

CELACは、「CELACはすべての国、特に核兵器国に対しそのドクトリン、安全保障政策および軍事戦略における核兵器の役割を除去するという要請を繰り返す。我々はまた、これらの兵器の作戦準備レベルの低減を奨励する。同様に、核兵器を基礎とする軍事同盟の枠組みで共同拡大核抑止政策をもつ国々に対し、他国の核兵器への依存を除去するのを可能にするような政策を履行するよう要請する。(GD)」と述べている。警戒態勢解除グループは、「現在のNPT再検討サイクルは、高度の警戒レベル、関連するリスク、および核兵器により示されている壊滅的な人道的結果の間のリンクを承認すべきである。そうする際に、中間的措置として、警戒態勢解除がリスクを低減し、したがつて人間の安全保障と国際安全保障を強化することを承認すべきである。核兵器国は以前に合意された警戒態勢解除に関する約束を緊急に履行すべきであり、作戦準備状況を一方的であれ、二国間その他であれ、迅速に低減する措置をとるべきである。核兵器国はこれらの約束の履行について定期的に報告すべきである。(C.1)」と述べている。

三 包括的核実験禁止条約 (CTBT)

包括的核実験禁止条約は一九九六年に署名され、二〇年以上が経過したにもかかわらず、まだ発効していない状況が継続しており、多国間核軍縮措置の重要な要素として早期の条約発効が求められている。条約の発効要件は非常に厳しく、指定された四四カ国すべての批准を必要とするところであり、現在まだその条件を満たしていない八カ国が存在する。

会議における議論は多くの部分で共通したものであり、第一に、CTBTをまだ批准していない諸国に対し、特

に条約の発効にその批准が必要な残りの八カ国に対し、遅滞なく条約の批准を求めるものである。第二に核兵器国が条約の批准を奨励する特別の責任をもつことが主張されているが、米国と中国はまだ批准していない。第三にすべての国に対して、核兵器の実験的爆発のモラトリームを承認し継続することを要請している。批准はしていないが、署名している国家については、ウイーン条約法条約の規定により、核実験を実施しない義務が発生しているものと一般に解釈されている。さらにCTBTO準備委員会の検証活動に協力することが求められている。

N P D I は、「我々は、CTBTをまだ批准していないすべての諸国に対し、特に条約の発効にその批准が必要な残りの八の付属書二の諸国に対し、遅滞なくかつ無条件で批准するよう要請する。」と述べ、その作業文書三『包括的核実験禁止条約』において、二〇二〇年再検討サイクルですべきこととして、「条約を批准していないすべての国、特に残りの八の付属書二の諸国に批准するよう要請する。核兵器国が条約の批准を奨励する特別の責任をもつことを再述し、この点でイニシアティブを取るよう要請する。すべての国に対し、核兵器の実験的爆発およびその他の核爆発に対する世界的な事実上のモラトリームを承認し継続すること、および条約の趣旨および目的を損なうような行動を行わないことを要請する。NPTのすべての締約国に対し、CTBTの早期の発効を予期しその準備においてCTBTO準備委員会を援助するよう奨励する。」と述べている。

N A M 作業文書一八『核実験』は、「N A M は、すべての核兵器国によるものを含め、CTBTへの普遍的支持の重要性を強調する。N A M は、五核兵器国がCTBTの発効を確保する特別の責任をもつていると考えている。N A M は、五核兵器国が核兵器実験の一方的モラトリームを維持し遵守することの重要性を強調する。N A M は、核兵器の近代化や新たなタイプの核兵器の開発は、CTBTの締結時に五核兵器国により与えられた保証に反することを強調する。」と述べている。

四 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCCT）

兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCCT）の条約作成の国際的な動きは二〇年前に開始されているが、いまだに交渉が開始されないという状況に陥っており、多国間核軍縮交渉がまったく進展せず停滞しているという非難の中心的課題となっている。多くの国がこの条約の交渉開始に賛成しているが、交渉機関とされている軍縮会議はコンセンサスで活動しているため、主としてパキスタンの反対により交渉が開始されない状況が続いている。

今回の会合でも多くの国がFMCCT交渉の即時開始と早期締結を主張している。条約交渉の開始を目指した動きとして、FMCCT政府専門家グループが設置され作業を終了したが、それに続いて国連総会は、ハイレベル専門家準備グループの設置を決定し、その活動が間もなく開始される。このグループは核兵器保有国と非保有国の両者から構成され、無差別で多国間の効果的で検証可能なFMCCTの実質的要素に関する勧告を作成する。

今回の会合での主たる主張は、このグループの設置を歓迎し、条約の早期の交渉開始へと導くような成果の達成を期待するものである。もう一つの主張は、FMCCTが発効するまでの間、核兵器国およびNPT非締約国に対して兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを維持したは宣言することの強い要求である。五核兵器国のうち中国のみがモラトリアムを宣言していない。

NPD1は、その作業文書六『兵器用核分裂性物質生産禁止条約』において、「NPD1のメンバーは、核兵器その他の爆発装置に利用される核分裂性物質の生産を禁止する条約の早期の交渉開始の追求に強くコミットしている。その交渉の開始は緊急の任務であると考えている。特に、NPD1は、ジュネーブにハイレベル専門家準備グループを設置することによりカットオフ条約に関する交渉の早期の開始に向けての準備を強化するための総会決議七一／二五九に基づく最近の努力を支持する。FMCCTが発効するまでの間、我々は、すべての核兵器国およびN

PTの非締約国に対し核兵器または他の核装置のための核分裂性物質の生産モラトリアムを維持または宣言するよう要請する。」と述べている。

カナダは、「カナダ、ドイツ、オランダは国連総会において昨年秋にハイレベルFMC-T専門家準備グループの創設を成功裏に提案した。このグループは核兵器保有国と非保有国の両者を集めたものであるが、将来の無差別で多国間の効果的に検証可能なFMC-Tの実質的要素に関する勧告を作成するものである。この作業は、条約がどのようにして兵器用核分裂性物質をうまく制限できるかを示すことにより軍縮に具体的に貢献すると考えている。

(C.I.)と述べ、EUは、「EUは、条約に基づく核軍縮・軍備管理に賛成しコミットしており、軍縮会議の長期にわたる停滞を克服することの必要性の要請を以前にも増して繰り返している。第一歩として、我々は核兵器または他の核爆発装置のための核分裂性物質の交渉の即時の開始と早期の締結を要請する。核兵器その他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産に関するモラトリアムを宣言し維持していないすべての核兵器保有国にそうするよう要請する。(GD)」と述べている。

五 透明性および報告

核兵器国による核軍縮の進展を目的として、また核軍縮交渉の前提としての実態をとらえ、核軍縮の進展を評価することを具体的に実施するのが、透明性の強化であり、その手段としての報告制度である。これらの透明性の向上および報告の提出は以前から主張され、部分的には実施されているが、これまでの実行は必ずしも十分ではなかつたため、今回の会合でもきわめて詳細な議論が展開された。

この問題に対しても二つのグループが積極的な提案を行っている。まずNPD-Iは、すべての締約国に対し条約

の約束、特に二〇一〇年に合意された六四の行動計画がどのように履行されているかの情報の提供を要求しており、そのためのテンプレートを用意した。この報告テンプレートは、二〇二〇年再検討サイクルを通じて使用されるもので、透明性の量、質、一貫性を増加するものとなっている。

他方、N A Cは、核軍縮義務と約束の履行の状況を客観的に評価すること目的としており、核軍備および核軍縮に関するさまざまな情報の提供を求めるものである。また核抑止の下にある非核兵器国にも一定の情報の提供を要請している。

N P D Iは、「我々は、核兵器国に対して、標準報告フォームに合意し、彼らの核軍縮義務の履行に関するN P Tへの定期報告を提供するためにこれを利用することを要請する。報告は核軍縮の透明性の増加のため、および強化された再検討プロセスの一部としての説明責任を拡大するためである。(G D)」と述べ、作業文書一七『核兵器不拡散条約のすべての締約国による透明性』を提出し、「以前の作業文書を基礎としつつ、N P D Iは新たな報告テンプレートとしてこの作業文書を提出する。これはすべての国が条約の約束、特に二〇一〇年の行動計画をどのように履行したかについての情報を提供するために利用されるものである。すべての締約国による透明性の量、質、一貫性を増加するため、二〇二〇年再検討サイクルを通じてこの報告テンプレートを使用するよう奨励する。我々は核兵器国に対し二〇一〇年行動計画に含まれている約束を思い出すようにし、さらに二〇二〇年再検討サイクルの間これらの国による透明性の報告を定期的に提出するよう奨励する。」と述べている。

N A Cは、「核兵器国が第六条の国内実施に関するさまざまなレベルのデータを提供してきているという事実を歓迎しつつも、その報告は標準化されておらず、それへの客観的な分析も行われていない。(C.1)」と述べ、その作業文書一三『N P Tの核軍縮義務と約束の促進された透明性と測定可能性による強化された透明性』を提出し、

「説明責任は、条約再検討サイクルの間での核軍縮義務と約束の履行の状況に関する客観的な評価を通じてのみ追求することができる。意味あるものであるために、この評価は正確で更新された完全で比較可能な情報へのアクセスを要求する。この評価プロセスはベースラインの確認、進展が測定されるベースの上にあるベンチマークその他の基準を確認することから一層の利益が得られる。条約義務の履行に関する正確で更新された完全で比較可能な情報の定期的な提供は、検討プロセスがその任務を遂行するためには必要である。客観的な方法による対応および測定の進歩は説明責任に不可欠である。存在する核軍縮義務と約束の履行をどのように測定するかについての合意はあるのが望ましい。」と述べている。

六 非核兵器地帯（NWFZ）

非核兵器地帯は、核不拡散を強化する措置として、また地帯構成国が核兵器国から法的拘束力ある消極的安全保証を提供される手段として有益な措置であると一般に承認されており、世界中で一〇〇カ国以上が非核兵器地帯に含まれている。最近の非核兵器地帯に関する問題は、消極的安全保証を規定する議定書への署名・批准に際して核兵器国が行う留保や解釈宣言が条約の趣旨や目的に反するものになつているという地帯構成国からの主張である。

NAM作業文書一九『非核兵器地帯』は、「NAMは、非核兵器地帯の文脈において、すべての核兵器国が、NPTの締約国である地帯のすべての非核兵器国に対し、核兵器の使用または使用の威嚇に対する無条件で無差別で具体的な法的保証を提供することは必要不可欠であることを再確認する。これに関して、NAMはそのような条約の趣旨と目的に合致しない関連した留保または一方的解釈宣言の撤回を強く要請する。条約締約国であるNAM諸国は、トラテロルコ条約の発効五〇周年を祝いつつ、条約の付属議定書IおよびIIに対して核兵器国が表明した

宣言を撤回または修正のために再検討し、その条約に規定された非核化の地位の完全性を強化する必要を強調する。NAMは、ペリンダバ、ラトンガ、セミパラチンスク、バンコク条約の締約国の領域における核兵器の完全な不存在を確保するために、それらの条約の関連議定書の核兵器国による批准の重要性を強調する。」と述べている。

CELACは、「この地域は、トラテロルコ条約の精神に反する付属議定書IおよびIIへの解釈宣言を述べた核兵器国に対し、ラテンアメリカおよびカリブ地域非核兵器地帯を形成する国家のための完全で明確な安全保証を提供するために、それらを再検討しましたは廃棄する目的で、OPANALと連携して改正することを要請する。

七 消極的安全保證（NSA）

消極的安全保証は、非核兵器国に対して核兵器を使用せず、使用の威嚇を行わないという約束を提供するもので
あり、非核兵器地帯の場合とは異なり、法的拘束力ある形ではなく、政治的な約束として伝統的に提供されてきた。
最近の議論は、このような政治的約束の確認や今後の議論の追求という主張とともに、NPTを遵守している非核
兵器国一般にも法的拘束力ある消極的安全保証を提供すべきであると主張するものである。

NAMは、「核兵器の全面廃棄にいたるまでの間、いかなる状況においても核兵器の使用または使用の威嚇に対する効果的で普遍的で無条件で無差別で撤回できない法的拘束力ある安全保証を受けることはすべての非核兵器国の正当な権利である。(GD)」と述べている。

NAM作業文書「五『核兵器の使用または使用の威嚇に対する安全保証』は、「NAMは、いかなる状況においても核兵器の使用または使用の威嚇に対して条約締約国であるすべての非核兵器国に対するすべての核兵器国によ

る効果的で無条件で無差別で撤回不可能で普遍的で法的拘束力ある保証の提供に関する緊急な交渉が優先課題としてかつ遅滞なく追求されねばならないことを強調する。条約締約国である非同盟諸国グループは、条約締約国であるすべての非核兵器国に対する五核兵器国による法的拘束力ある無条件の撤回できない無差別な消極的安全保証を検討するために、安全保証に関する補助機関の設置を要請する。』と述べる。

EUは、「EUは、消極的安全保証が核不拡散体制を強化すると認め、すべての核兵器国に対し関連する国連安全保障理事会決議で言及されている現存の安全保証を再確認することを要請する。我々は消極的安全保証に関する一層の議論を追求する用意があることを表明する。(GD)」と述べ、中国は、「非核兵器国に対し安全保証を提供することは、彼らの安全保障感覚を促進し、核兵器を追求する彼らの動機を低下させるだろう。非核兵器国が、核兵器により威嚇されないことを要求し、安全保証が法的拘束力ある形で保証されることを要求することは十分正当化されるし合理的である。(C.1)」と述べている。

八 軍縮・不拡散教育

NPDI作業文書一六『軍縮・不拡散教育と知識の向上』は、「二〇一〇年再検討会議の行動計画二二」を履行するにあたり、締約国は以下の四点を考慮するよう要請される。①核兵器のない世界の達成には長い時間と継続的努力が必要とされるので、若者、特に一〇代の若者の教育が最も重要な。そのような努力は、ロールプレイや交渉シミュレーションのような批判的思考を育てるような方法に焦点を当てて行われることが奨励される。②彼らが軍縮・不拡散問題に積極的に関わることができるように、被爆の実相に関する多くの知識と経験が若い世代に引き継がれるべきである。③軍縮・不拡散教育および知識の拡大は協力的な方法で行われるべきである。④二〇〇二年

の軍縮・不拡散教育に関する報告書では、新たな情報・コミュニケーション技術が利用されるべき」とが勧告されている。」と述べている。

日本は、「日本は軍縮・不拡散教育は核軍縮を推進させる価値ある道具であり、それはすべての核軍縮アプローチを包括すべきであると考えている。核兵器の使用により生じた破壊、さまざまな核リスクの脅威およびこれらの挑戦を克服するのに必要な諸手段を特に若者に伝える」とが我々にとり緊急に必要である。(C.1)」と述べている。

九 核軍縮の具体的措置の意義

本稿では、核軍縮の具体的措置に関して以上の八項目を取り上げ、これまでの歴史と会議における議論と問題点を検討してきた。このでは重要だと考えられる項目のみ検討したが、実際にはさらに多くの措置が提案され、議論されている。N P T再検討プロセスの観点から言えば、コンセンサスで合意された最終文書の最近のものは二〇一〇年N P T再検討会議最終文書に規定されている一二項目が中心となり、さらに一九九五年および二〇〇〇年に合意された内容が基本的なものとなる。

最近は核兵器禁止条約の議論が優勢であり、条約が採択され発効する可能性も高いと考えられるが、その条約はN P Tの存在に影響を与えるものではなく、両者は併存しそれぞれの条約締約国間で条約義務内容が実施されることになるので、ここで検討している核軍縮の具体的措置は、核兵器禁止条約の成立に関係なく、N P T締約国との約束として今後も積極的に追求すべき課題である。

(1) 核不拡散条約の歴史的発展について、再検討会議での議論を中心に分析したもののいし、 Jayantha Dhanapala and Tariq Rauf, *Reflections on the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Review Conferences and the Future*

of the NPT, Stockholm International Peace Research Institute, 2017 を参照。

(2) 核軍縮の人道的アプローチについては、黒澤満「核廃絶の人道的アプローチ」『阪大法学』第六四巻第三・四号、平成16年11月110頁、九六七～九八六頁、John Borrie and Tim Caughey(ed.), *Viewing Nuclear Weapons through a Humanitarian Lens*, UNIDIR, 2013 参照。

(3) 110一六年に開催された国連核軍縮オーネンハム作業部会が、その報告書において核兵器禁止条約の交渉を勧告したことには応じて、その年の国連総会は決議七一／一五八によつて、110一七年11月26～七月3、「核兵器の廃絶に導くべきな」核兵器を禁止する法的拘束力ある文書を交渉するため、国連会議を110一七年に開催することを決定した。」核兵器禁止条約については、Ray Acheson, Thomas Nash and Richard Moyes, *A Treaty Banning Nuclear Weapons*, Article 36 and Reaching Critical Will, May 2014; Beatrice Fihn, "The Logic of Banning Nuclear Weapons," *Survival*, Vol. 59, No. 1, February-March 2017, pp. 43-50; ILPI, UNIDIR, *A Prohibition on Nuclear Weapons*, February 2016. 参照。

(4) 本稿における準備委員会の資料は、以ての国連のキヤウド参照可能である。United Nations Office for Disarmament Affairs, 2017 Preparatory Committee for the 2020 Nuclear Non-Proliferation Treaty Review Conference, May 2-May 12, 2017 in Vienna, <http://www.un.org/disarmament/wmd/nuclear/npt2020/prepcm2017> 参照。一般討論（General Debate）から開始され、その後11のクラスター（核軍縮、核不拡散、原子力平和利用）に関する問題を引き続いだ議論となる。本稿が関わる核軍縮問題は、一般討論、クラスター1（Cluster 1）およびクラスター1特別問題（Cluster 1 Special Issues）で議論された。本文における引用に関しては、一般討論のものは（GD）、クラスター1のものは（C.1）、クラスター1特別問題のものは（C.1 special）と表記し、その引用個所を明確にしておきたい。

(5) 漸進的アプローチについては、核兵器非核兵器国119カ国、国連核軍縮オーネンハム作業部会に提出された文書を参照。A progressive approach to a world free of nuclear weapons: revisiting the building blocks paradigm, A/AC. 286/WP.9, 24 February 2016.